

技能認定登録制度規程

1、技能認定登録制度の目的

この制度は、医師の指示のもとでリハビリテーション業務に従事する者であつて、公益社団法人全国病院理学療法協会（以下、「この法人」という。）が主催する運動療法機能訓練技能講習会（以下、「技能講習会」という。）を受講し、認定試験に合格した者（以下、「認定試験合格者」という。）が、技能認定登録制度に登録し、定期的に適切な研修を修了することにより、社会的評価を高め、国民の保健・医療・介護、並びに福祉の領域における資質の高い経験ある従事者としての役割を確立することを目的とする。

2、技能認定登録制度の概要

- (1) この法人が主催する技能講習会を受講し、認定試験に合格して登録申請を行った者（技能認定登録者）に対して、技能認定登録証、及び技能認定登録手帳を交付し、その後の3年間にこの法人が指定する学会・講習会等に出席して所定の単位を取得した者について、登録更新を行う制度である。

なお、技能認定登録再更新期間が終了した者については、「特定認定登録者」として、地方会（支部）での課題講習会における講師を務めることができるものとする。

- (2) 単位取得の認定は、技能認定登録手帳等、該当する手帳に貼付された証明シール等によって行う。
- (3) 登録申請の方法は、技能認定登録制度に係る「登録申請書」（技認様式1号）に必要事項を記入し、認定試験合格証、及び手数料納金を証明するコピーを添付して申請する。
- (4) 四半期制の登録により生ずる「登録申請日から登録日までの期間」に取得した単位については認めるものとする。

(注) 4月1日から6月30日までの期間に登録申請を行った者の登録日は、全て7月1日となるが、個々の登録申請日から6月30日までの期間に取得した単位については認めるものである。

- (5) 登録有効期限を過ぎた者については、登録を抹消する。ただし、災害・疾病等、支部執行委員長が認める特別の理由がある登録者が登録期間の延長を申しでた場合は、委員会に届け出て（技認様式5号）、承認を受けた期間（技認様式6号）を延長することができる。

- (6) 登録申請時、及び登録更新（再更新を含む）時に納入する手数料

- | | |
|---------------|----------|
| ① 会員 | 5,000 円 |
| ② 会員以外の者（非会員） | 10,000 円 |

- (7) 課題講習会実施費用

- | | |
|---------------|---------------------|
| ③ 会員 | 3,000 円 |
| ④ 会員以外の者（非会員） | 5,000 円以上 6,000 円以内 |

- (8) 合格証・登録証等の再発行手数料

- | | |
|------|---------|
| ④ 会員 | 5,000 円 |
|------|---------|

⑤ 会員以外の者（非会員） 10,000 円

3、登録更新の条件及び単位

- (1) 登録更新に必要な単位は3年間に30単位とする。（1単位は45分）
- (2) この法人が指定する学会・講習会等の取得単位を以下のとおりとする。
 - ① 日本理学療法学会1回につき10単位。支部・地方学会、並びに理学療法指導者講習会等1回につき5単位（学会における演題発表代表者には5単位を加算する）。
 - ② 支部・地方会で開催する講習会等 45分につき1単位
 - ③ その他、関連団体が主催する学会・講習会等への出席 1回につき1単位
なお、この場合、講習会等の内容が単位取得の目的に相応しいことを支部長が確認して証明を行う。
 - ④ 各支部・地方会は、毎年、4月1日から翌年3月31日までの期間に開催した単位取得講習会等について、技能認定登録制度に係る「単位取得講習会等開催報告書」（技認様式3号）により、4月30日までに本部に報告して承認を得ると共に、講習内容・受講者名簿等を3年間保存しなければならない。
 - ⑤ 技能認定登録の更新（再更新）申請は、有効期限の3か月前から行う。
- (3) 平成28年1月1日付け以前に発行された認定登録更新3回目更新者については、記載されている有効期限までを特定認定登録者として認める。
- (4) オンライン研修
 - ① オンライン講義、映像配信など、オンラインによる研修会を単位取得の課題講習会として認定単位を付与することができる。
 - ② オンライン研修会の実施に当たっては、参加費用、視聴管理などについて、別に実施要領を定めて実施する。
 - ③ この規程にいうオンライン研修会は、新型インフルエンザ特措法による緊急事態宣言（令和2年4月7日）以降に、この法人が実施した研修会に適用できるものとする。

4、登録更新の方法

- (1) 登録の更新は、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を基準日とする四半期に分けて行う。
- (2) 登録更新（再更新）の基盤となる単位数については、登録更新日の前日までに取得した単位によるものとする。
- (3) 登録更新（再更新）の手続きは以下のとおりとする。
 - ① 登録更新（再更新）の3か月前に、本部から各支部に登録更新（再更新）予定者のリストを通知する。
 - ② 各支部では、技能認定登録制度に係る「登録更新申請書」（技認様式2号）に必要事項を記入し、本部に提出する。
 - ③ 本部では確認作業を行い、該当者に「技能認定登録更新証（再更新証）」及び「技能認定登録更新手帳（再更新手帳）」、並びに「認定登録証（特定認定登録手帳）」を交付し、技能認定登録更新（再更新）者名簿等に記載してホームページに公開する。
- (4) 前記規定（3年30単位）に係わらず令和7年7月1日からの暫定更新期限設定に伴う取得単位の措置を別途実施要領に定める。

5、委員会の設置

- (1) この制度の円滑な運営を目的に技能認定登録制度委員会を設置する。
- (2) 委員長は、会長の推薦により、正会員の中から、理事会で選任及び解任する。委員は、委員長の意見を参考に、正会員の中から、理事会で選任及び解任する。
- (3) 委員長及び委員の任期は、2年以内とする。

6、委員会の開催

- (1) 原則として、毎月第3土曜日を定例開催日とし、その他、必要に応じて開催する。
- (2) 招集する委員の範囲は、会議や作業の内容により委員長が判断する。

7、委員会の任務

- (1) 技能認定登録制度の進展を目的とした企画・運営等、全般にわたる事項について常時、検討を行う。
- (2) 登録申請書、及び登録更新（再更新）申請書の処理・会計業務・登録作業・技能認定登録証、及び技能認定登録更新（再更新）証・技能認定登録手帳等の交付・単位取得講習会等開催報告書の審査、及び単位取得決定書の作成・技能認定登録者名簿、及び登録更新（再更新）予定者名簿の作成・情報公開等を行う。

8、委員会の費用

技能認定登録制度の特別会計から、交通費等の実費を支出する。

9、規程の改廃

この規程の改廃は理事会において行う。

附則

1 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下、[整備法]という）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

付記 特例民法法人時の、この規程の変更

平成 15 年 6 月 1 日	施 行
平成 16 年 5 月 1 日	技能認定登録証授与について追記
平成 17 年 9 月 11 日	登録更新に係る項目を追記
平成 21 年 11 月 15 日	登録再更新に係る項目を追記
平成 23 年 5 月 19 日	登録初年度の暫定措置を削除、及び登録手数料の変更。規程の改廃を理事会に変更
平成 23 年 11 月 20 日	日本理学療法学会参加単位数 10 単位に変更
平成 24 年 5 月 10 日	講習会受講料の変更
平成 25 年 3 月 10 日	平成 25 年 1 月に遡り 3 回目の更新者を特定認定登録者とする。登録期間延長を申請書方式に変更

平成 28 年 3 月 6 日	単位取得期間を全て 3 年間 30 単位に変更
平成 30 年 11 月 18 日	支部執行委員長を支部長に変更
令和 2 年 11 月 8 日	オンライン研修に係わる規程（3、（4））を追加
令和 6 年 6 月 2 日	課題講習会実施費用の変更
令和 7 年 6 月 1 日	令和 7 年 7 月 1 日からの暫定更新期限設定に伴う 取得単位数の変更（4、（4））